

大会スローガン

憲法を守り、格差と貧困の是正、

10万千葉労連を展望した

組織拡大強化の飛躍を

2007 年度運動方針

はじめに

「消えた年金」問題や住民税の増税などが国民に大きな怒りと不安、生活悪化をもたらしています。また、「ワーキングプア」に象徴されるように、働いても貧しさから抜け出せない層が青年を中心にした「非正規」労働者の中に広がり、正規雇用労働者も長時間労働でまともに家に帰れず、「インターネットカフェ難民」が大きな社会問題にもなっています。また、介護保険の改悪によって施設から追い出される「介護難民」、医師不足でまともな医療を受けられない「医療難民」など、新たな「難民」が各地域で生まれています。

一方で、トヨタをはじめとした大企業は「いざなぎ景気」を超えると言われる莫大な利益をあげ、法人税などの企業減税は引き続きおこなわれるなど、まさに「我が世の春」を謳歌しています。さらに財界は、「労働ビッグバン」をすすめるさらなる労働法制の改悪、法人税引き下げと消費税増税も狙っています。

ところが政府は、こうした国民の苦しみにまともに向き合おうとせず、9 条を軸とした憲法「改正」に向かって突き進み、国民投票法や教育基本法などを、圧倒的多数の反対や「慎重審議を」と求める国民の声を無視して、次々と強行採決を繰り返してきました。そして平和を求める運動のみならず、「増税反対」などを含めた国民の様々な運動を自衛隊が監視し、その事実が露呈しても反省もせずに開き直っています。

しかし、原爆投下は「しょうがない」発言の久間防衛大臣は辞任、事務所費問題の松岡農水大臣は自殺、従軍慰安婦に「強制はなかった」の意見広告にアメリカの下院が抗議の決議など、安倍内閣はボロボロで、支持率も 30%を割り、自公与党は参議院選挙で歴史的敗北を喫しました。

こうした状況を作り出してきた国民の世論と私たちの運動に確信を持ち、参院選の結果をふまえて安倍内閣の退陣といっそうの政治転換を求めるたたかいをすすめましょう。職場と地域の要求に根ざした運動を展開し、人間らしく生き、働けるルールを確立しましょう。

そのために、1 年間のたたかいの広がりや要求の前進、組織の前進に確信を持ち、同時に克服すべき課題を鮮明にして、引き続き職場と地域の要求を実現するたたかいの先頭に立ち、7 万千葉労連を早期に達成しましょう。

第 1 章 1 年間の運動の到達と課題

I. 要求をどう前進させたか

(1) 賃上げ・雇用延長など

トヨタをはじめとした大企業が史上空前の利益を更新する一方、労働者の年収は 8 年連続で下がり続けています。こうした矛盾に対する怒りと、全労連・千葉労連の粘り強いたたかいを反映して、連合もベースアップを強調して「反転攻勢」をかかげた春闘となりました。この間、連合の中にも中小共闘やパート共闘がつけられ、「トヨタ一社や金属大手に依存しない相場形成」をかかげて JAM やゼンセンなどは「有志共闘」を結成するなどの動きも生まれ、一定の改善をかちとっています。しかし、2 兆円の利益をあげているトヨタが昨年と同様に 1,000 円のペアで妥結（定昇は 6,900 円）するなど、引き続きトヨタを頂点として全体のたたかいを抑え込む役割を果たしているのが実態です。

こうした中で、千葉労連に加盟する各単産・単組は職場の要求を正面から議論し、粘り強いたたかいを通じ、5 月 23 日時点の到達で 44 組合が回答を引き出し（引き出し率 51.2%）、単純平均で 6,376 円（2.14%）、解決 22 組合（解決率 25.6%）と、昨年同時期の水準を超える回答を引き出して

います。複数回答を引き出した組合も8組合と、粘り強いたたかひも展開されました。

また、パートなど「非正規」の要求でも成果をかちとる組合が増えています。

さらに、昨年4月から実施された「高年齢者雇用安定法」にともなう60歳定年以降の雇用延長制度などでも、生協労組や通信労組などが賃金の改善を中心に貴重な成果をあげました。

情勢は引き続ききびしいですが、職場の要求に根ざして団結し、「たたかえば前進する」ことが最大の教訓です。以下に特徴的な成果を列挙します。(順不同)

- ・ JMIU三和機材支部が3.7ストで民間・公務労組の全面支援の下に誠実回答を求め、8,870円3.0%の回答を引き出し、損害賠償訴訟とともに引き続きたたかっている。
- ・ 全労連・全国一般昭和ゴム労組が再建闘争のさなか、定昇の3,840円のほかに、3年連続の格差是正分をかちとった。
- ・ 全労連・全国一般の資源組合は、10,000円の回答を引き出すとともに、3名の正社員化をかちとっている。
- ・ 全労連・全国一般日本ハンダ支部が社員同率で、パート時給30円の増額。
- ・ 県医労連東京勤医会労組が日曜訪問介護ヘルパー時給の100円up(現行企業内最賃981円)を実現した。
- ・ 生協労組ちばは、シニアメイト(高年齢者雇用継続者)の時給30円の増額で730円に。
- ・ 通信労組は、NTT関連子会社の高年齢者雇用継続者時給875円(ハナコさん)に10円増額。
- ・ 建交労鉄道本部はJR東日本との交渉で、再雇用の選別試験制度を撤廃させた。
- ・ 昨年結成した建交労成友興業支部は、直後に年末一時金10万円を獲得。同オーテック分会も安全手当の回復と一時金5万円を獲得。
- ・ 千葉土建は大企業との集団交渉(約45社)を通じて、一次単価引き上げの回答を引き出した。また、派遣監督の指示ミスによるやり直し費用を元請に負担させる回答も4企業から引き出している。さらに、36協定違反の土日就労を改善させた企業もある。
- ・ 全教千葉は、宿泊をともなう勤務の場合の割り振り変更(深夜におよぶ勤務時間を通常の勤務時間に換算する制度)を実現。

(2) 働くルール確立、最賃・均等待遇・公契約

1) 働くルール確立

先の通常国会は「労働国会」とも言われていたように、労働者の権利に関わる重要法案が国会に提出され、審議されてきました。とりわけ、「最低賃金法」「パート労働法」「労働基準法」の「改正」と、「労働契約法(新法)」などが大きな焦点となり、昨年来の労働施策審議会での議論を通じて、「ホワイトカラーイグゼンプション」(=残業ゼロ法案、過労死促進法案)や解雇の金銭解決が大きな問題となり、全労連・千葉労連だけでなく、労働界が一致して反対の世論を盛り上げる中、今国会への提案は見送られました。これは世論と運動の大きな成果であり、確信を持って、息の根を止めるまで引き続きたたかひを強めていくことが求められています。

また、「パート労働法」の「改正」がごくひと握りの(4~5%とも、1%とも言われる)パート労働者しか対象にならない問題を大きく取り上げ、「均等待遇」の明記を求めてたたかひしてきました。法案は修正されずに成立しましたが、「均衡処遇に配慮」とする一定の前進面も活用して、職場における均等待遇実現のたたかひを強化していくことが重要です。

「労働契約法」は、一方的な就業規則の不利益変更を可能にする重大な内容を含んでいますが、「最低賃金法」とあわせて、先の通常国会では継続審議となりました。「最低賃金法」の約40年ぶりの改正は、「生活保護制度との整合性」が大きな視点となっていることから、この間の全労連・千葉労連のたたかひを反映した積極面を持っており、また、組織の違いを超えて「時給は1,000円以上に」が労働界の統一した要求になっている下で、法案の行方に関わらず、この立場からの今年の大改定が求められています。

また、「偽装請負」「違法派遣」が大企業を中心に社会問題となる中、厚労省は3月1日、製造業で派遣先の「直雇用義務」の遵守指導に関わる通知を出しました。さらに、5月20日に開催された「全国青年大集会」には3,300人が参加。この集会に向けて実施された「ネットカフェ難民実態調査」が社会的にも注目され、厚労省にも実態調査をおこなわせる契機となりました。千葉労連青年部も民青同盟とも共同して集会の成功に力を発揮しましたが、引き続き共同の運動を強めることが必要です。

こうした労働法制改悪の動きがある中で、全労連が提起した「働くルール署名」のとりくみをはじめ、学習や宣伝、署名を重視してとりくんできました。とりわけ、「労働法制改悪反対千葉県連絡会」を昨年から再開し、千葉労連以外の組合とも共同して県内でのとりくみを推進してきたことは、「ホワイトカラーイグゼンプション」などの国会提出を断念させる上で大きな力になったと言えます。

しかし、62,000筆を目標とした「働くルール署名」は3,787筆（千葉労連経由の集約・提出数）にとどまっており、全国でも36万筆にとどまっています。意志統一の弱さも反映して、メリハリのあるとりくみにはなっていません。とりくみが予定されている「第二次署名」は、あらためて学習も重視しながら、目標を堅持してとりくみを強める必要があります。

2) 最低賃金の大幅引き上げ

千葉県の最低賃金は昨年5円の引き上げで687円となりましたが、依然としてまともに生活できる水準とは程遠く、昨年秋の自治体キャラバンを通じてとりくんだ「採用時給調査」でも、最賃ギリギリの時給で募集しているところも見受けられるなど、引き続き大幅引き上げの運動が求められていました。

また、労働法制の全面改悪が狙われる下で、全労連が提起した「働くルール署名」のとりくみを先行させ、地方最賃審議会委員の推薦（全国一般・平川氏、医労連・ト部氏）、「国に最低賃金の改善を求める意見書提出」を求める議会陳情、審議会への意見書提出、中央と地方の最低賃金審議会に宛てた署名運動、街頭での宣伝行動、最賃中央行動への結集などにとりくんできました。

5月25日には労働局前での宣伝行動と労働局への要請を11人が参加しておこない、大幅な改善を強く訴えました。6月、7月の最賃デーも重視し、中央段階での抜本的な改善を求める行動に合流しました。また、7月23日の第1回千葉地方最賃審議会の傍聴と事前宣伝、7月30日には意見書と専門部会委員の推薦をおこない、さらに8月7日に労働局前宣伝を行ないました。

こうした状況の下で8月10日に示された中央最賃審議会の目安答申は、千葉県を含めたAランクが19円、Bランク14円、Cランク9～10円、D6～7円という内容でした。「時給は1,000円以上に」の要求から大きくかけ離れた内容であり、しかも地域によって大きな格差をつける不当な内容と言わざるを得ません。もちろん、昨年までの数年間が0円～5円という超低レベルで続いたことと比べれば金額では貴重な前進ですが、継続審議となっている最賃法改正案や、成長力底上げ戦略推進円卓会議での議論、そして中央最賃審議会に対して厚生労働大臣が行なった諮問内容からも隔たりがあります。

千葉労連は8月23日の審議会開催日には「687分座り込みハンガーストライキ」を配置しましたが、その日に出された19円プラスの706円への改定という地方最賃の答申はまったく不十分であることから、直ちに「異議申立」をおこなうなど、来年以降のさらなる改善も展望して県内での行動も重視しました。

しかし、議会における意見書採択はとりくみの提起が遅れ、提出は2自治体だけにとどまりました。最賃体験は建交労の仲間が親からの独立をキッカケに6月の1カ月間挑戦しましたが、全体のとりくみにはできませんでした。また、審議会委員の獲得のとりくみ、そして署名なども運動としての位置づけが弱く、全国的な統一行動としての位置づけの強化と発展が求められています。

なお、今年改定された最低賃金は10月19日から発効の予定です。

3) 公契約運動

昨年も10月30日から11月2日にかけての3日間、事前アンケートのとりくみとともに県内全自治体を訪問し、要請するキャラバン行動を実施しました。このキャラバンのとりくみを通じて、自治体で働く非正規労働者の待遇改善と、公契約で働く労働者の適正な賃金・労働条件の確保を要求しました。

このとりくみを通じて、非正規の時給の改善が合併による改善を除いても6自治体あったことが明らかになったことは、我々の運動の成果としても確信にすることができます。

また、今回はダンピング対策について新たにアンケートを実施しました。公契約における適正執行と行政指導の強化の要請とあわせ、前年に続き担当者の理解を深めることにつながりました。

しかし、多くの自治体で正規職員が減り、非正規職員への置き換えや民間委託が増加しています。公契約における「発注先の労働者の実態調査を」「行政指導の強化を」と要請しても、「体制がなく難しい」との回答が多いのも現実です。今後もいっそう強まる公務リストラの下で、必要な人員確保を含めて自治体を動かす運動の強化が求められています。均等待遇実現の運動と一体に、発注先で働く労働者や経営者との対話と実態調査をすすめ、それらをふまえた政策づくりと運動を、発注者側である国や自治体の労働者・労働組合とともに発展させていくことが求められています。

こうした中、市川の委託清掃事業における来年の一般競争入札が、入札価格だけで落札される可能性がある下で、発注のあり方を含めた改善の運動がすすめられつつあります。関係する単産・地域による指導・援助とともに、千葉労連としても支援を強め、今後の公契約運動の発展につなげていく必要があります。

4) いのちと健康を守る運動と成果

①いの健センターとすすめた運動と成果など

「日本食研」で過労死したKさんの遺族が労災申請をおこない、いの健センター（働くもののいのちと健康を守る千葉県センター）の支援を通じて認定をかちとったあと、現在は損害賠償訴訟をおこなっていますが、会社側の対応はホワイトカラーイグゼンプションを先取りする「本人の自己責任」を言い出して、全く不誠実な対応に終始しています。これに対していの健センターは、印旛労連の支援を得て栄町の工場周辺で宣伝をおこなうとともに、本社のある愛媛にも代表を派遣し、地元の愛媛労連や今治地域労連の支援も得て、宣伝と要請行動をおこないました。現在も裁判は進行中ですが、こうした被害者を二度と出さないためにも、裁判勝利と企業体質の改善を求めるたたかいを、千葉労連としても支援していくことが必要です。

また、建交労Iさんの労災認定のたたかい、全教のYさんの公務災害のたたかいなど、加盟組織における認定闘争の支援もおこなっています。

このほか、労働相談での相談内容に労災・職業病が増えている下で、いの健センターや職対連（千葉労災職業病対策連絡会）に相談して解決の援助をしてもらっています。引き続きこうした共同の力で、被災した労働者や家族の切実な要求を実現するとりくみが重要です。

職場の安全と健康を守るとりくみの交流、いっそう増大するメンタルヘルス対策のとりくみ、労災保険審査参与や労災防止指導員の任命をかちとるとりくみなど、位置づけととりくみの強化が求められています。

②アスベストセンターと取り組んだ運動と成果

アスベストセンター（アスベスト被害から県民の命を守る千葉県センター）が中心になった市町村議会への陳情、首長宛の要請などを通じ、千葉市に続き、船橋市と市原市でも、個人住宅の検査費用と除去費用の補助制度を実現しました。

今後も数十年にわたって新たな被害者が出てくることが予測される下、アスベストセンターの運動を強め、企業と国の責任で被害者の生活と権利を補償する制度の確立が求められています。そのため

にも、首都圏4土建が中心になって準備をすすめている国家賠償請求訴訟のとりくみを支援するとともに、被害者の掘り起こしのとりくみ、今後とも継続的におこなわれる解体作業などで飛散を防止し、新たな被害者を出さないためのとりくみなども強める必要があります。

③じん肺、東京大気汚染公害などの運動と成果

「あやまれ、つぐなえ、なくせ、じん肺」を合い言葉にたたかってきたじん肺訴訟は、国の責任を明確にし、根絶するために、建交労を軸としたたたかいを支援してきました。県や労働局への要請行動などを重ね、ついに勝利和解が確定し、全面解決に至りました。国と企業を相手に粘り強くたたかい、幅広い国会議員の賛同を広げてきた原告団と弁護団の奮闘に敬意を表するとともに、二度と同じ被害者が出ないように、監視活動を強めていく必要があります。

東京大気汚染公害訴訟のたたかいは、東京都と国が、ようやく60億円の拠出を表明して医療費の保障についての解決の展望が切り開かれ、さらに亡くなった方を含めた補償の点でも、トヨタを筆頭にしたメーカーの決断を迫り、8月8日に和解しました。千葉労連もこの間、トヨタの県内ディーラー要請や東京での行動などを支援してきましたが、原告の命をかけたたたかいはトヨタに決断させたと言えます。同時に、「大気汚染の実行犯にはなりたくない」を合言葉に建交労などがとりくんできた排ガス規制のたたかいは、道路管理者やメーカーの決断に影響を与えました。このたたかいの成果は全国の公害病患者のたたかいに大きな勇気を与えましたが、大気汚染で苦しむ全国の被害者や、ディーゼル規制で転廃業を余儀なくされた自営業者のいのちと暮らしを守るために、メーカーと行政の責任を引き続き追及するたたかいは求められています。

(3) 県民要求実現のとりくみと成果

1) いっせい地方選挙

いっせい地方選では、全国的には8つの知事選で各地方労連が奮闘し、善戦・健闘しました。県内では首長選挙をたたかった地域労連はありませんでしたが、「子どもの医療費を無料に」「むだな公共事業はやめて福祉にまわせ」などの要求を鮮明にし、政治活動の自由を保障し合って議員選挙に自覚的にとりくみました。とりわけ、「格差と貧困」「憲法改悪」などが争点とされる下で、与党である自公とともに、悪政に手を貸してきた民主党を含めた「オール与党」体制を暴露するとともに、それを助長してきた「2大政党制」の本質を批判してきました。

県内の結果は、千葉労連と協力・共同をすすめてきた日本共産党が、県議で現有議席数を維持するとともに、市町村議でも合併で定数減となる中で議席占有率を高めています。自民党は大きく後退しましたが、マスコミによる根強い「2大政党制」キャンペーンの影響もあって、民主党が議席を増やしています。引き続き自民・公明の悪政の暴露とともに、「2大政党制」の本質を批判するとりくみが重要となっています。

2) 切実な地域の要求に根ざしたとりくみと成果

県民のくらしを無視した堂本県政や追随する市町村行政のもとで、千葉労連、各地域労連は切実な住民要求をかかげ、諸団体と共同した粘り強い運動を展開して一定の成果を収めてきました。

①地域医療を守るたたかい

山武地域の医療を守るたたかいでは、千葉労連としても「良くする会」に加入することを確認し、運動の推進に力を発揮してきました。とりわけ、2月11日には統一行動を配置し、千葉土建の仲間が宣伝カー6台の持込を含めて全県から50人参加したのをはじめ、全体で125名が行動に参加して宣伝と署名で大きな変化をつくり、現地の仲間も励ましました。3・20千葉県総行動での宣伝と要請行動もおこなってきました。こうした運動が、当面する東金病院の医師確保を実現しています。

地域医療を守るたたかいでは、香取や海匝、長生地域にも「会」がつくられました。医療の崩壊と地域間格差を是正する責任は国と自治体にあることは明らかであり、安心して暮らせる地域を実現す

るために、こうした地域住民との共同のとりくみをいっそう発展させることが求められています。

②「医師・看護師増やせ」のたたかい

地域医療の崩壊の背景にある、医師・看護師不足に対して、医労連や民医連などが中心となって、「医師・看護師増やせ」の意見書採択を求める請願・陳情を展開し、県内では 22 の議会で採択されました。また、准看護師が正看護師になるための通信教育制度を持った学校を千葉県に要求し続けてきましたが、今年、木更津に実現させることができました。

③乳幼児医療費助成

今年 10 月から、千葉県では 3 歳までの乳幼児医療費の助成制度が実現（1 歳引き上げ）したのはじめ、各自治体での独自の助成制度で小学校入学まで拡大する自治体は 33 自治体となりました。これは、新婦人などの粘り強い地域での運動とともに、千葉労連も加盟する千葉県社保協（社会保障推進千葉県協議会）が毎年重点課題に位置づけて要請を繰り返してきた運動の成果です。引き続き、全県での小学校入学までの助成の実現とともに、小学校卒業まで、中学校卒業までと、東京では当たり前前に実現している制度への拡充を求め、千葉労連としても位置づけを高めて、諸団体との共同の運動を強めていくことが求められています。

④耐震助成制度、地域における防災協定

千葉土建などが中心となってすすめてきた耐震住宅への助成制度が、地域労連といっしょにとりくむ中で、新たに鎌ヶ谷市で実現しました。アスベストの調査や除去費用の補助を実現した船橋や市原とともに、貴重な成果です。大地震に対する不安が広がる中で、この間千葉土建がすすめている「家具転倒防止への助成制度」実現とともに、全県に広げていくとりくみの強化が求められています。

また、千葉土建がすすめてきた自治体との防災協定は、県内 8 自治体（市川市、松戸市、船橋市、勝浦市、いすみ市、鴨川市、大多喜町、御宿町）に広がり、安全・安心の地域づくりに対する千葉土建への評価が大きく広がり、入札経営審査事項の際の「評価点」として加点されるなど、仕事確保という点でも仲間に歓迎されています。

さらに、こうした取り組みが千葉県との関係でも影響を与え、災害時に様々な役割を発揮するボランティア組織のセンターとして 3 月に「千葉県災害ボランティアセンター」が設立された際には、千葉土建が正会員として加わり、9 月 1～2 日に開催されている 8 都県市合同防災訓練にもメンバーとして参加しています。

⑤各地域の要求とたたかい

各地域労連が、地域の切実な要求の実現のために、地域の民主団体などとも共同して、運動の中心を担って奮闘してきました。（順不同）

- ・ 野田：梅郷駅前ですポット派遣労働者などに向けた宣伝と対話をおこない、職安との懇談で問題を共有。
- ・ 東葛：つくばエクスプレス沿線開発の見直しを求め、「常磐新線と住民本位のまちづくりを考える柏市民の会」に参加。
- ・ 松戸：児童相談所の創設に向けたとりくみ。
- ・ 鎌ヶ谷：千葉土建と共同し、住宅の耐震改修助成制度の実現（上限 20 万円）。
- ・ 船橋：「不況打開!地域経済を守る船橋連絡会」に参加し、ふなしん出資金裁判を支援。
- ・ 市川浦安：じゃんぐる保育園の保育環境改善を求めるとりくみ支援。
- ・ 習志野：ポートピア建設に反対し「建設を許さない市民連絡会」を結成。
- ・ 千葉：「住民税の増税に反対する千葉市民連絡会」を結成し、市役所包囲行動や市長・議会要請などにとりくんだ。

- ・ 印旛：最低保障年金委員会を結成し、自治体要請などの運動。
- ・ 香取佐原：場外馬券場反対、成田空港着陸機の高度引き下げ反対などにとりくんできた。また、「香取地域の医療をよくする会」を結成して運動をすすめている。
- ・ 海匝：焼却場問題。
- ・ 長生茂原：「長生郡市の医療をよくする会」を結成し、運動をすすめている。
- ・ 君津木更津：小櫃川の水を守る会、天羽の水を守る会と共同したとりくみ。
- ・ 市原：学校給食を考える会に参加し、民間委託にストップをかけている。五井駅東口開発に反対した運動。市議選を通じて半分の議員は反対や見直しを求めている。

3) 参議院選挙のたたかい

7月29日投票で参議院選挙がおこなわれました。全労連は、①「戦争をしない、参加しない日本」をつらぬくこと、②働くルールを確立し、格差と貧困の是正をはかること、③安全・安心な地域社会を実現することを重視し、以上の「3つの基準」での候補者選択を呼びかけました。千葉労連も“職場と地域の要求を実現するための最も重要なたたかい”と位置づけ、「政党支持の自由」「政治活動の自由」を原則にしながら、労働組合としての選挙闘争も重視し、機関紙などを通じて争点を明らかにし、マスコミを中心に宣伝・展開される「2大政党制」の罪悪も告発してきました。

結果は与党の大敗北、民主党の参議院第一党への大躍進となりました。これは、年金や政治とカネの問題などに象徴されるように、格差と貧困を蔓延させながら大企業優遇を続けるとともに、右翼的暴走を続けてきた安倍内閣に対する明確な国民の審判であり、安倍内閣は直ちに退陣すべきです。そして、民主党は、格差と貧困の解消でも、政治とカネの関係でも、そして憲法の問題でも、誠実に労働者・国民の要求に応じて努力することが求められるし、私たちも運動を強めていく必要があります。協力・共同の関係にある共産党が1議席減らしたことは残念ですが、いっそうの奮闘を期待するものです。

労働組合としての選挙闘争としては、前述のように機関紙を通じて呼びかけましたが、全労連作成の宣伝テープを活用して宣伝カーを運行した組織もありました。しかし、実際に職場や地域の中で政治の議論がされて、すべての組合員や職場のなかまが投票に行くような状況をつくれたのか、「政治活動の自由」を保障し合う対応がされたのかなど、“要求を実現するための最も重要なたたかい”という選挙の位置づけに照らして総括し、次に生かすことが求められています。

(4) 争議勝利とたたかいの前進

1) 争議支援のたたかい

第18回定期大会直後に、日の丸君が代事件で東京地裁が思想信条の自由を侵すものと都教委を断罪する判決を下し、全国に感動を与えました。

県内の各争議は、この一年間のたたかいで勝利解決や、大衆行動・勝利判決などによるたたかいの前進をかちとってきました。一方、国策を背景にしたNTTリストラ裁判や明乳争議などの大企業争議で不当判決が出されました。千葉労連は一貫して、これらの権利闘争を重要課題として位置づけ、争議団共闘との連携を密にしながら、すべての争議の解決に向けて運動をすすめてきました。

昨年10月の千葉県争議総行動、11月と本年5月の全労連争議総行動などの統一行動を節目にして、たたかってきた各争議の到達点や前進の特徴は次のとおりです。

- ・ JMIUオリエンタルモーター支部は32年間のたたかいを経て、昨年の賃金昇格差別の是正を命じる最高裁判決に続き、佐藤執行委員に対する仕事差別・賃金4割減額とのたたかいで4月に東京高裁から全面勝利判決をかちとった。

JMIU三和機材支部は前社長の28億円使い込みの責任追及、5年間ゼロだった昇給・一時金の損害賠償、労使関係の正常化を求めてきた、組織拡大と3年連続のまともな春闘回答という前進局面の下で、和解と自主交渉が平行してすすめられている。

- ・ 建交労明送分会は、山田分会長の定年退職直前に就業規則を一方向的に改悪したことによって発生した退職金不払いについて、全額支払いを求めるたたかいを起し、4月に地裁で勝利和解をかちとった。
建交労美光トランスポート分会の事業所偽装閉鎖・全員解雇事件とのたたかいは、昨年12月、本年2月と二度の愛知行動（2月はトヨタ総行動とリンク）を経て、千葉地裁で証人尋問という段階を迎えた。
- ・ 県医労連医療福祉労組の旭中央病院宮本さん不当処分とのたたかいは、5月に地裁で結審を迎え、8月に判決を迎える。
- ・ 明治乳業争議団のたたかいは、千葉支援共闘を再建して松戸在住の社長への抗議行動を数百名規模で成功させてきたが、3月に東京高裁で敗訴判決を受けた。しかし、この判決は運動と控訴審でのたたかいの前進を反映して、集団間格差の事実を認めるなどして、都労委第2次申立事件のたたかいに新たな局面を開いた。
- ・ N T T 11万人リストラとのたたかいは全労連が闘争本部を設置して、名古屋地裁での勝利和解後、全国5地裁で長距離通勤・単身赴任の解消を求めて運動をすすめてきた。昨年9月に札幌地裁で原告全員に慰謝料の支払いを命じる勝利判決をかちとったが、本年3月、大阪地裁と東京地裁ではN T Tの言い分を全面的に認める不当判決が出された。
- ・ 国鉄1,047名の採用差別とのたたかいは、共闘の枠組みをめぐる曲折を経て、建交労・国労の共闘を軸に動労千葉を除く当事者4団体の共闘という運動の枠組みができた下で、鉄道運輸機構を相手取った全動労裁判が7月に結審を迎え、秋にはILO調査団が来日するという新たな局面を迎えた。
- ・ 自治労連松戸現業労組の不当労働行為救済を求めるたたかいで、4月に千葉地裁が千労委の一部救済命令を取り消す判決を下したことは極めて重大である。千労委と当該労組は高裁に控訴した。

2) 労働行政・司法の強化を求める運動

①労働審判制への参画

労働審判制が昨年4月からスタートしました。千葉県では1年間で39件の申立があり、8割が調停によって解決しています。しかもほとんどが3ヶ月以内に解決しており、労働組合に加入していない、知らない労働者にとって、有効な個別紛争の解決手段として機能してきています。千葉労連からは梅川・広瀬両名が審判員として活動し、積極的に役割を果たしてきました。

しかし、制度の広報が不十分であることや、弁護士費用の負担、関係者の傍聴の制限など申立労働者がいっそう利用しやすくなるような制度運用の改善が望まれています。

②千葉県労働委員会の救済機能の強化

千葉県労働委員会では阿部副議長が労働者委員として3期目の任についており、労働者・労働組合、千労委関係者から信頼をよせられています。

本年初に「労働者委員の忌避を認めない」という県規則の改定が提案されました。この改定に対して千葉労連は争訟・組織担当事務局長名で、拙速に走らず慎重に検討するよう求めました。結果的に改定されることになりましたが、千労委の救済機能を維持・強化するための積極的な提言を持って、千労委との連携を強化することが求められています。

③司法支援センター（法テラス）の設立

司法制度改革の一環で日本司法支援センターが設立され、昨年10月に千葉地方事務所が業務を開始しました（初代所長は千葉中央法律事務所の高橋勲弁護士）。11月21日の第1回千葉地方協議会に司法、行政、労使団体が横断的に招かれ、千葉労連労働相談センターも出席しました。

司法支援センターは様々な法律相談に関する情報提供業務や、訴訟費用の貸し付けをおこなう法律扶助業務などをおこなう政府の外郭機関であり、相談業務では開設後の1ヶ月の相談件数469件（雇用など労働に関する相談が21件）を、30分類の司法、行政機関に紹介したとの報告がありました。

④千葉労働局、県庁など労働行政との連携

過労死を続発させる長時間過密労働の解消と、ワーキングプアの要因となっている派遣・登録型日々雇用が横行する中で、偽装請負の解消を求める運動と世論が、厚労省に数次にわたる通達を出させました。昨年秋の偽装請負の是正通達以後、全国各地で労働局（労基署・職安）による大企業への是正指導が強化されました。

不払い残業や偽装請負、その他の労基法・労安法違反事案に直面した労働者が、まず相談・申告するのは労働局等であり、労働者保護法制の番人としての労働局等の体制・機能強化を望むものです。千葉労連加盟各労組も日常的に労働局等と連携しながら法違反を是正させてきました。

県庁商工労働部にはJMIU三和機材支部、オリエンタルモーター支部の争議解決促進への協力要請をおこない、雇用労働課は誠実に対応してくれました。

両行政機関との連携をいっそう強化することが求められています。

II. 運動をどう広げたか

（1）憲法・教育基本法改悪阻止のとりくみ

1）憲法改悪阻止のたたかい

昨年の定期大会では、①「九条の会」を7月までにすべての職場と地域につくる、②全自治体をカバーする共同センターを確立する、③7月までに国民過半数の署名達成をめざす職場・地域の目標を明確にし、運動にメリハリをつけてとりくむ、ことなどを確認しました。

「九条の会」は全国では6,000を大きく超え、県内でも270を超えています。千葉土建が支部・分会を先頭に全県の各分野で結成しているのははじめ、職場九条の会もこの1年間で広がり始め、自治労連や全教などでも順次結成されています。こうした職場・地域からの世論と運動の広がりの中で、世論調査でも「9条守れ」の声が増えていることに大きな確信を持って、引き続きすべての職場と地域に「九条の会」を広げることが重要です。

しかし、共同センターの確立は地域では8地域にとどまり、全体としての署名のとりくみの遅れに影響しています。「九条の会」を幅広く発展させつつ、運動の推進の軸としての共同センターの確立が、県段階を含めてどうしても必要です。

署名は千葉県全体では411,844筆（8/27集約）となりましたが、住民過半数（有権者過半数は238万）には程遠いだけでなく、そのうちの30万筆は千葉土建であり、その他民主団体の到達を除くと、全体として労働組合のとりくみは遅れています。あらためて学習を強めるとともに、各単産・地域組織で推進担当を決めて、系統的に追求するとりくみの強化が重要です。また、統一行動なども共同センターレベルで具体化し、「住民過半数署名達成自治体」を全県の力の集中で作出すなど、メリハリを持ったとりくみも重要です。

改憲手続き法が強行され、いよいよ憲法9条の改悪を正面に構えた安倍内閣の下で、この企みを粉碎する「憲法9条を守ろう」という1点での共同の運動の本格的な発展が求められています。

2）教育基本法改悪・改憲手続き法とのたたかい

教育基本法が昨年12月15日に強行採決されました。この暴挙に断固抗議するとともに、このたたかいは通じて広がった地域の共同の行動などをあらためて発展させ、憲法改悪阻止の地域からの運動をいっそう広げる必要があります。また、教育改悪3法も強行された下で、学力テストや日の丸・君が代問題など、改悪教育基本法を学校に持ち込ませない、「愛国心」の押し付けを許さないたたかい

を、憲法 9 条改悪を許さないたたかいと結んで、全教任せにせず、父母とも共同して広げることが必要です。

5 月 14 日に改憲手続き法は強行採決されました。内容も目的も、まったく現憲法の理念と相容れない、不法・不当なものです。同時に、法案審議を通じて、公務員・教育者に対する国民投票運動の規制の違憲性が明らかにされ、事実上機能させなくする足がかりも築いていることに確信を持ち、そして国民の大多数が採決強行に反対していたことにも確信を持ち、「憲法 9 条守れ」のたたかいを大きく前進させるバネにすることが必要です。

3) 共同を破壊する勢力とのたたかい

「憲法 9 条を守る」1 点での共同を広げる際に、ニセ「左翼」暴力集団の潜入を許さない、断固とした対応も重要となっています。

今年の船橋メーデーでは、昨年続き中核派のメンバーが集会会場に入り込み、共産党や労連を批判するチラシを配布したり、デモ行進の最後尾で団結を乱すシュプレヒコールをあげたりしていたことが報告されています。

こうした分裂策動を許さないために、様々な集会や行動、共同組織の運営の際に、ニセ「左翼」暴力集団は参加させない立場を明確にし、「非暴力・反テロ」「誹謗・中傷は認めない」という共同行動の際の、大前提の原則をかかげる必要がありますそして、彼らの本質を学習する場を設けるなど、彼らの策動や潜入を許さない組織体質を、分会や班に至るまで、すべての組織で築いていくことが重要です。

(2) 県民要求の実現に向けた共同のとりくみ

1) 自治体キャラバン

10 月 30 日から 11 月 2 日にかけて、一昨年に続き 2 度目の「自治体要請キャラバン行動」に 3 日間とりくみました。行動には延べ 193 人が参加し、自治体当局も 187 人が対応しました。合併で自治体数が減少した中で合併の苦勞を含めて対話となり、多くの自治体で「憲法 9 条守れ」「地域医療を守れ」などの要求で首長や担当者との共感も広げました。

しかし、2 年連続で対応しない自治体や、アンケート回答をしない自治体もありました。早い段階からの準備と事前の調整を重視しつつ、不誠実な対応を続ける自治体に対しては厳格な態度で対応を求め、この運動を継続的に発展させていくことが求められています。

2) 秋と春の「地域総行動」

秋の「地域総行動」は 11 地域で 22 駅の宣伝に 250 名以上が参加し 11000 枚配布。訪問は 6 地域で 36 団体を訪問して対話しました。(前年は…5 地域 13 箇所の宣伝に 95 人、2900 枚。訪問は 4 地域で 40 団体)

春の「地域総行動」は 40 箇所に 500 名が参加して宣伝。チラシなどは合計 15,000 枚。訪問は 7 地域で 61 団体を訪問しました。

春の行動は「地域任せにしない」という反省の上に立って、四役などで分担して地域に援助に入り、この間運動を具体化しきれてこなかった地域での行動も広げることができました。

また、訪問行動にとりくんだ地域では、新たな共同や組織拡大の可能性を切り開きました。そして、系統的な訪問・対話行動をすすめていくことの重要性が教訓となり、決意にもなっています。

しかし、行動参加者数を含め、団結と共同を広げ、地域に大きくアピールする全地域での統一行動としての成功をかちとためには、早い時期からの意志統一と準備が求められており、地域労連事務局長会議の開催や、四役などを中心にした常任幹事会全体での成功に向けた手立てを強める必要があります。

3) 「3・20 千葉県総行動」

3月20日に実施した「県民の願いを届ける3・20千葉県総行動」は、早朝からの県庁前、労働局前の宣伝から始まり、午前中の訪問行動には22団体に40人が参加。民医連の職場集会には300人、年金者の個人請願には300人、決起集会とデモに500人、山武地域の医療をよくする会の宣伝・交渉に50人、夜の中央集会には100人が参加してとりくまれました。

県内の諸団体との共同の行動として位置づけたことで、平日の日中行動ではありましたが、広がりを持った行動として成功させることができました。また、年金者組合の個人請願は今年で4回目となり、実績を積み上げてきたことが、様々な困難があつた中でも行動成功の力になりました。

そして「知事への手紙」の提出運動を通じて、県政に対する関心と怒りを広げました。「知事への手紙」は全体で約417通が提出されましたが（複数の意見が書かれているものもあることから、取り扱い数としては452件）、健康や医療、福祉に関わる要望・意見が圧倒的で、県政の実態を反映したとりくみとなりました。回答の準備がすすめられています、切実な要求を実現する継続したとりくみが重要です。

また、訪問行動を通じて労働組合や経営者団体などとの対話をすすめ、中小企業家団体や連合単産役員との共感も広がりました。県段階でも系統的に訪問して対話をすすめることの重要性が浮き彫りになりました。

4) 労働法制改悪とのたたかい

昨年からの労働法制連絡会としての会議を重ね、中央の連絡会とも連携して行動を具体化し、直近では「5・30 昼デモ」をはじめ、学習や宣伝などの先頭に立ってきました。千葉労連としての独自の宣伝行動も展開しました。11月23日に開催の権利討論集会も「労働法制改悪反対」がテーマとなり、法案の危険性とたたかひの重要性を深めました。こうしたとりくみを通じて、国労千葉地本や航空連成田地連との共同も広がってきました。

また、3月に開催された第32回「職場の安全と健康を考える県民のつどい」でも「ホワイトカラーグゼンプレション」をテーマにシンポジウムをおこない、松本議長が初めて実行委員長兼シンポジストとなり、重要な役割を發揮して成功に貢献しました。

しかし、「働くルール署名」のとりくみは大きく広げるに至っておらず、秋の臨時国会に向けて、あらためて学習を強めながら署名運動でも大きく広げる必要があります。

5) 大運動実行委員会の対県交渉

昨年8月に提出した81項目の要求に対し、県は11月によく回答。交渉は12月末にずれ込みました。文書回答の内容は「木で鼻をくくった」内容がほとんどでしたが、各部交渉を通じて県民の切実な要求を突きつけることを通じて、医師確保などで若干の前進回答を引き出した部分もあります。

今後とも、早めの要求提出と交渉を追及するとともに、要求実現のための運動の構築が不可欠であり、国政課題とあわせて、大運動実行委員会の日常的な活動を展開するために、事務局を担う千葉労連の役割はますます重要となっています。

7) 社保協のとりくみ

①「お役立ちハンドブック」に大反響

5月28日、千葉県社保協は「知ってトクする！お役立ちハンドブック」を発行したと記者会見。これを5月30日付けで朝日新聞が報道すると、何と3日間で100件を超える注文の電話が殺到し、その後も注文が続いています。医療を中心に高齢者いじめの悪政が深刻な影響を与える下で、県民の切実な要求にフィットしたとりくみとなりました。社保協事務局の奮闘が大きいです、これを支えた加盟団体の共同の力として、引き続き県民の願いに応えるとりくみの強化が求められています。

②社保キャラバンと地域社保協

今年で 16 回目となる社保協キャラバンには、自治労連、千葉土建、県医労連、年金者組合などが責任者を出し、千葉労連事務局も毎年 1～2 コースの責任を受け持ち、地域社保協未結成の地域にキャラバン行動として訪問し、要請をおこなってきています。情勢の変化に対応した要求とともに、いまだに実現していない事項については粘り強く要求し続け、少しずつ実施する自治体が増える中で、全体として大きな成果を収めています。とりわけ、乳幼児医療費の無料化は、千葉県が今年から 3 歳までに引き上げましたが、これも社保協とその構成団体である新婦人などの、長年の運動の成果です。引き続き今年のキャラバン行動の成功に全力をあげるとともに、系統的な地域の運動にするための地域社保協の結成が求められており、地域労連とも協議しながらその発展をめざす必要があります。

(3) 組織内外の共同の広がり

1) 官民共同のたたかい

昨年の共同宣伝やキャラバン行動、人事委員会要請などの経験を経て、春闘でも人勧闘争でも「官民共同のたたかいを発展させよう」という機運が盛り上がってきている下で、今年も「官民共同大宣伝」を今年も大きく成功させようと、2 月 24 日の常任幹事会の終了後、千葉駅頭で「春闘大宣伝行動」をおこない、12 単産、パ臨連、千葉地区労、労働法制連絡会から 74 人が参加して成功させました。

このとりくみを前後して、昨年 9 月 27 日と、3・20 千葉県総行動の際に県人事委員会への要請行動を官民共同でとりくみました。公務員賃金が地元の民間企業の賃金に与える影響とともに、公務員への能力・成果主義賃金が導入される下で、先行して導入されてきた民間単産の役員からその弊害などが報告・指摘され、人事委員会の担当者も耳を傾けざるを得ない状況をつくっています。

激励し合い、団結したとりくみをさらに発展させる必要があります。

2) 訪問・対話のとりくみ

秋と春の地域総行動では、労働組合や諸団体への訪問・対話行動が積極的にとりくまれました。県段階でも、3・20 千葉県総行動の際に労働組合や経営者団体などとの対話をすすめる、中小企業家団体や連合単産役員との共感も広がりました。

こうしたとりくみは、3 つの組織原則を持つ全労連・千葉労連だからこそできる行動です。格差と貧困が深刻となり、労働者・県民の要求が切実になればなるほど、一致する要求にもとづく共同を追求するとりくみは重要であり、直ちに共同が実現できなくても、粘り強く系統的に訪問して対話をすすめることが必要です。

Ⅲ. 組織をどう拡大・強化したか

(1) 「月間」を軸に単産・地域が奮闘し、過去最高水準を実現

1) 06 秋、07 春の月間の到達

秋、春の組織拡大月間の目標は、①秋 2,500 人、春 3,500 人、②すべての加盟組織が増勢を実現、③すべての基礎組織が 1 人以上の仲間を迎える、でした。②③は千葉土建や県医労連、全教などの成果をふまえて、数次の月間で月間目標として定着してきました。そして、2 度の月間でそれぞれ 2,132 人以上、4,185 人以上、計 6,317 人以上の新加入者を迎えました。昨年 6 月末現勢 61,317 人に対して 10.3%の拡大で 3 年連続増勢を達成し、過去最高水準の 63,678 人になりました。

2) 主なとりくみ

10 月 2 日に秋の月間決起集会を開催し、10 単産 1 地域 20 名が参加して 10～11 月の月間をスタート。春は 2 月 27 日に決起集会を開催し、11 単産 19 名が参加して 3～5 月の月間をスタートしました。月間ニュースは秋 5 回+号外、春 6 回発行しました。千葉土建のほか、自治労連、県職労、全教千

業、県医労連千葉勤医労、年金者組合、生協労組ちばなど、多くの単産の組織拡大ニュースが飛びかうようになりました。

常任幹事会が運動の推進役となって各加盟組織のとりくみの成果と教訓を交流し、共有しながら運動をすすめました。他方、拡大推進委員会の開催が間遠になり、春の月間では未開催となりました。各加盟組織のとりくみの交流から一步すすめて、拡大推進運動の企画立案を集团的にすすめるための新たな体制づくりを検討する必要があります。

また、テッシュチラシ2万枚（労働相談と労働共済）を作成し、地域組織に提供しました。山武地域の医療をよくする会に千葉労連として組織加盟し、四役から長平、石橋、梅川各氏が参加して、2.11 統一行動を成功させ、地域組織結成の機運を醸成させつつあります。

3) 積み上げた各加盟組織のとりくみの成果と教訓

- ・ 千葉土建が秋 1,473 人、春 1,703 人、計 3,176 人の拡大でひきつづき千葉労連の拡大運動を牽引しました。青年部 301 人（秋 179、春 222）、主婦の会 2,014 人（秋 922 目標達成、春 1,092）とともに、史上最高の組織現勢に到達しました。
- ・ 自治労連は秋の月間で、県職労がいち早く月間のとりくみを意思統一、出陣式の開催、推進会議の週一開催、全支部が目標を持つよう指導するなど、他単産の経験を生かして、運動を牽引。春 2 月には船橋競馬場労組が全員投票で自治労を脱退して自治労連に加盟しました。
- ・ 全労連・全国一般は、昭和ゴム労組がきびしい企業再建闘争をたたかう中で、中途採用・新規採用あわせて 17 人が加入。松戸資源センター分会では共済活動を契機に 7 人が加入して春闘要求でも 1 万円賃上げを実現しました。
- ・ 県医労連は 4 千名県組織達成を提起し、各院所で成果をあげたほか、個人加盟の医療福祉一般労組に成田日赤などで働く委託・派遣労働者を組織し、「組合員にも経営者にも頼られる組合」との評価も広げています。
- ・ 県国公は定員削減で新採がなくなり、業務も過重になる中で、転入者などを中心に拡大をすすめてきました。
- ・ 千葉私教連は敬愛学園での協定破棄をはじめとした労働条件の切り下げ攻撃や正規採用の抑制の中で、加入促進運動をすすめています。
- ・ 建交労は 9 月に 3 分会・支部を新規結成し、個人加入組合員を含めて激励のつどいを 12.3 に開催（明乳争議行動と結合）。関係するすべての地域組織から激励を受け、それぞれ地域組織にも加盟しました。就労闘争、権利闘争の前進の中で成果をあげました。
- ・ 全教千葉は 2 年連続増勢を実現し（06 年、07 年 3 月末）、そのすべての教訓を生かして、連続拡大記録を更新しながら、規模の拡大に挑戦しています。千葉の教訓が土建同様、全国から注目されています。
- ・ 生協労組ちばはユニオンショップ協定を（秋に正職員、春にメイト・キャリア職員を対象に）締結するにあたり、とりわけメイト・キャリア職員の組織率を一気に引き上げる運動を展開。実増で 1,300 名が新たに加入しました。6 月には 300 名を超える介護職メイトが加入し、あわせて 1,500 名が新たな仲間に加わりました。
- ・ 福祉保育労は新採の全員加入運動をすすめたほか、3 月にじゃんぐる保育園分会を結成し、子どもと保護者、地域ぐるみで、施設と保育内容、労働条件の改善をはかっています。
- ・ 年金者組合は秋の月間で 3,170 名に到達し、春の月間で 3,400 名到達をめざしています。4 月に新事務所に移転し（スペース倍）、組織の整備・強化も確実に前進しています。西いんば、成田両支部が印旛労連に加盟しました。
- ・ J M I U はパラマウントベッド労組が 2 月に全員総会で J M I U 加盟を決定し、倍加を実現しました。3 月 25 日に盛大な歓迎集会を開催しましたが、10 数年来の共同行動の積み上げによって信頼関係を強め、加盟に至った教訓が全国に広がりました。

- ・ 通信労組は銚子無線闘争をともにたたかった未加入者がついに加入を決意。
- ・ 郵産労は非常勤労働者の要求実現を重視して加入促進運動を展開。
- ・ 全信労と銀産労は、昨秋の9月に中央で単産統合を実現し、銀行労連1,500名が全労連に加盟することになりました。
- ・ 千葉労連ユニオンは”人命救助“の活動を旺盛におこないながら毎月1~5名が加入し、交渉を通じて切実な権利問題の解決にあたっています。
- ・ 地域組織には鎌ヶ谷に1組合、以下、市川浦安5組合（うち3組合は松戸から移籍）、千葉1組合、印旛2組合と単産の協力も得て加盟組合を増やしています。

4) 増勢から飛躍に向かってくみ尽くすべき教訓と課題

力を尽くして拡大運動をすすめなければ、組合の力は衰える。拡大運動が前進すれば要求運動も前進する。それでは、どこにどう力を入れればよいのか…。千葉労連と加盟各組織の運動で教訓が蓄積されてきました。

第1は、単産県組織と地域組織、支部・分会・職場段階に至るまで、拡大運動の目的を意思統一し、推進体制をつくって目標を明確にし、拡大運動に参加する組合員を増やすこと。第2は、1人の加入が職場と組合を活性化させ、労使の力関係を変え、要求を前進させる。だから、1人の仲間の加入に執念を持ってあたる、ということです。

今年度の2回の月間では、さらに、10数年来の共同行動がついに花開いたJMIUの教訓、労働者の要求に応えられる組合は「全教しかない」「自治労連しかない」と、自発的に加入の意思表示をした教訓など、新たな教訓が生まれました。これらを千葉労連組織全体にいつそう根づかせることが求められています。

また、この数年来で見れば、雇用形態が激変し、非正規労働者が3割を超える（青年・女性では5割）雇用情勢の中で、誰でも個人加入できる組織の受け皿が、もともと個人加入形態をとっていた単産に加え、千葉労連ユニオンのほか、自治労連、県医労連などで整備されてきました。

いよいよ、県民・労働者と直接結びつく地域組織の出番です。困難は多々ありますが、大いに論議を深め、地域組織あるいはブロック単位での未組織労働者に加入をすすめられる受け皿を本格的に整備することが求められています。

(2) 労働相談センター・ユニオン、労働共済と福利厚生

1) 労働相談活動とユニオンの発展

労働相談センターには年間500件の相談が寄せられています。日によってバラつきがあるため、1日に数件から10件の相談がある場合もあります。また、以前に相談した人からの紹介や行政からの紹介、ホームページを見てメールでの相談も増えています。いずれにしても、今や千葉労連労働相談センターは無権利状態に置かれている労働者の命綱となっています。

同様に、各地域でも積極的な労働相談活動にとりくんでいます。その実態を把握し、交流し、援助するなどのとりくみが十分とは言えません。

今後ますます増えるであろう労働相談に、できるだけ迅速に、しかし親身に対応し、解決に導くためには、相談員の確保と力量のアップを含めた体制の拡充が不可欠です。また、県内に点在するユニオン組合員の成長を援助し、日常活動にも結集を呼びかけるユニオンの体制確立・強化も、地域労連と千葉労連の連携を強めてすすめる必要があります。

さらに、増加する非正規や青年の相談に対応しつつ、組織化にもつなげる青年担当者の配置、青年ユニオンの立ち上げは、深刻となる青年労働者の実態に照らしても緊急の課題となっています。

2) 労働共済と福利厚生活動

労働共済は、全国一般やJMIU、通信労組、年金者組合など、中小単産の共同事業であり、組合

員のたすけ合いの制度として広げられ、各単産での位置づけととりくみも強化される中で、千葉では1,320人の加入者に広がってきました。

自治労連、全教、医労連、福祉保育労などの産別共済会は、労働共済とともに中央で連合会（労働共済連）を形成し共同事業をすすめています。また、千葉土建や建交労関東ダンプをはじめとして、全労済や生・損保と連帯協定や業務提携を結び、組合員のための共済事業を充実させてきました。

そうした中で、労働共済の特徴は、全労連・千葉労連の組合員にとどまらず、まだ共済事業に参加していないすべての組合と労働者に門戸を開いていること、いまだ未確立の地域共済会を確立することによって、すべての組合員（加入したばかりの組合員をふくめて）に等しく助け合い運動に参加する機会を提供できることにあります。

各共済会、共済制度が連携共同を密にして、共済の魅力を大きく宣伝し、未加入組合・組合員に加入をすすめることは、組合員のくらしを応援する上でも重要な課題です。キャンペーンなどにもとりくみ、積極的な普及が必要です。

同時に、千葉労連のスケールメリットを発揮した事業などが、福利厚生活動の一環としても求められています。今年度は「家庭用常備薬のあっせん」を2回おこなうにとどまり、利用者も昨年に比べて減っています。組合員の要望に応えた事業の実現のために、体制を再度明確にして、早急な具体化が必要です。

同様に、労金の今後の民主的強化と発展のために、関係者を中心にした対策会議なども重要です。

また、新保険業法が昨年4月に施行され、日米生・損保業界に共済事業を投げ渡す攻撃が強まっている下で、6月に結成された「自主共済を守る懇話会」の運動は重要であり、千葉労連として運動への参画を決定しました。

（3）青年のとりくみ

青年部はこの間、日常的な会議参加も広がり、活発なとりくみをすすめてきました。とりわけ昨年のフットサル大会は、近年では最大の65人が参加するなど、青年同士の交流に大きな期待が寄せられています。

同時に、5月20日の全国青年大集会が3,300人の参加で大きく成功した背景にある、青年の切実な要求を実現するためのとりくみはますます求められています。長時間労働に苦しむ青年労働者にも思いを寄せつつ、青年の半数と言われる非正規労働者の要求を結集し、組織し、実現するとりくみを、民青同盟などの青年団体とも共同して強めることは、今後の全労連運動を発展させる上でも決定的に重要です。

また、団塊の世代の組合幹部が順次定年を迎える下で、次世代の幹部を育てる立場からも青年のとりくみを重視することが重要です。青年や青年部任せにせず、しかし自主性を尊重した労連全体の位置づけととりくみを発展させる必要があります。

（4）女性のとりくみ

全労連が規約を改正し、役員や機関会議における女性の比率を抜本的に高める努力を促している下で、千葉労連は今年度、7人の女性役員を登用し、運動や運営に女性の声を生かすことを追求してきました。しかし、実際の会議出席や意見集約など、実際の運動や運営の場面で本格的に「男女共同参画」を実現するには至っていません。引き続き女性の声に耳を傾ける努力が必要です。

また、全国で唯一、男女共同参画条例がない千葉県において、その実現を含めた行政や議会に向けたとりくみも重要ですが、事実上、女性部任せになっているのが実態です。「女性部の会議は活性化している」と報告されていますが、全体の課題にして運動をすすめる必要があります。そして、組織の違いを超えた労働運動と県民運動の発展のために、男性に比べて幅広いネットワークを持ち、広げられる女性の力を大いに発揮できる場面を意識的に増やしていくことが求められています。

(5) パート・臨時のとりくみ

パート・臨時のなかま千葉連絡会は、11月19日に総会を開催し、国公一般の浅尾氏を招いた講演会と、日頃のとりくみや悩みを交流し合いました。日常的には役員会を開催する前後に街頭宣伝をおこなうなど、継続的に宣伝行動もおこなっています。

パ臨連の参加組織拡大は引き続き課題であり、千葉労連と各単産の位置づけを強化し、また、地域における運動の発展も展望した議論が求められています。

(6) 学習・教育活動

千葉労連の未来を担う幹部の育成は、団塊の世代が順次定年期を迎える中で緊急の課題となっています。そうした下で、船橋労連が企画し開催してきた連続労働講座は画期的です。ここには、昨年加盟した「なのはな生協労組」の役員や、組合に未加入の委託労働者も参加するなど、参加者の広がりをつくっています。千葉労連としても位置づけ、若干の財政援助もおこなってきましたが、こうした形態を含めて、引き続き各地域または、ブロックで連携した学習・教育活動を積極的に展開していくことが求められています。

また、松戸や印旛、野田、鎌ヶ谷などの地域でも情勢とかみ合った学習活動が積極的に開催されました。各単産や単組でも学習・教育活動が重視され、とりくまれてきましたが、建交労の「わーきんぐセミナー」や千葉土建の「労働学校」など、働く権利を学び、物の見方・考え方を深めるとりくみが注目されます。千葉労連としてそうした各組織の活動を集約し、情報交流して、いっそう推進する体制の強化が必要です。

(7) 財政健全化に向けた努力

千葉労連財政がここ数年、単年度収支で赤字の予算を組まざるを得ない状況となっている下で、効率的な執行と会費納入の改善の要請などもおこない、健全な運営の努力をすすめてきました。

一方、激動する情勢の下で求められる千葉労連の役割を發揮するためには、オルグを含めた体制強化は不可欠であり、団塊の世代が順次定年を迎える各単産・地域の実情も考慮しながら、減額会費の設定を含めて「8割納入」を引き続き追求するとともに、いっそうの効率的な執行を強めて、体制強化の可能性を追求する必要があります。

同様のことは地域労連にも求められています。3年前の大会で確認した「組織財政強化3ヵ年計画」の総括とあわせ、地域労連の機能と体制を強化するための組織的な検討が求められています。

第2章 県内情勢のおもな特徴

I. 「戦争する国づくり」と「九条の会」の広がり

◎「靖国派」による改憲策動と県内の動き

安倍内閣は2010年にも国民投票を実施することをめざし、5月14日に改憲手続き法を強行採決しました。その後の参議院選挙での与党の大敗北を受けて、改憲勢力の動きも変化せざるを得ない状況にもなっていますが、集団的自衛権行使に関わる憲法解釈の「見直し」をすすめ、明文改憲は先送りしても、9条を骨抜きにする策動を強めています。いずれにしても、「靖国派」を中心とした彼らが9条改憲をあきらめたわけではありません。憲法改悪をめざす勢力の中心は、戦前の体制を「美しい国」とあこがれる「靖国派」です。彼らは「戦争できる国」づくりと一体に、戦前の男尊女卑などの復活も狙っています。県内では、自民党を中心に男女共同参画条例の制定を否定し、「ジェンダーフリー」の用語を敵視するなど、「靖国派」の策動が突出しています。

また、参議院選挙区選挙で当選した民主党の県連会長は、自衛隊を「『軍隊』として憲法に位置づ

けます」とホームページで主張していました。

一方、海外派兵が自衛隊の「本来任務」とされた下で、今年から新たに創設された中央即応集団 8 部隊のうち 3 部隊が千葉県内から出ており、まさに海外派兵の中心部隊を担っています。さらに、アメリカの要求にもとづく「ミサイル防衛計画」によって航空自衛隊習志野分屯基地に新型ミサイル PAC 3 の配備がされようとしています。アメリカ政府機関のミサイル防衛庁が示している「ミサイル防衛」の防衛対象の見解では「アメリカ本国、アメリカ軍、同盟国、友好国」の順序としているように、日本が攻撃対象となる危険性をより大きくすることは明確です。

◎「9 条守れ」の運動の広がり

しかし、こうした 9 条改憲の動きに反対して、「九条の会」は引き続き各地に広がり、今年 2 月の段階では全国で 6000 を超え、県内でも 276 の「九条の会」が誕生し（7/17 現在）、活動を展開しています。県段階の「九条の会・ちばけん」も正式に発会しました。共同センターも全国では 320 に地域で結成され、県内でも 8 地域で結成されて運動を推進するなど、まさに草の根の運動の火は、彼らの策動が強まれば強まるほど、消すことができないどころか、さらに燃え広がっています。

こうした世論と運動の広がりを反映して、読売新聞の世論調査で「憲法改正の必要あり」の回答が 04 年の 65.0% が 07 年 46.2% に減り、「9 条は改正した方がよい」は同じく 44.4% が 35.7% に減っています。まさに、国会の中では多数を占める改憲勢力も、国民全体の中では少数勢力になっています。ここに確信を持ち、さらに改憲策動を断念させるまで、世論を広げる運動を強化することが、何よりも重要です。

II. 政府と財界の意向持ち込む千葉県政

◎オール与党で県民いじめ

千葉県では、国の悪政をそのまま持ち込み、国と一体となった県民いじめの政治がすすめられてきました。さらに、「官から民へ」の名の下で強行された自治体リストラで、県独自の福祉施策の切り捨ても次々におこなわれ、負担増と生活不安が深刻となっています。一方で、空前の利益をあげる大企業には手厚い減税を続けるといった税制のゆがみは国も県も同様で、共産党を除く「オール与党」体制がこうした事態を温存し、拡大してきました。

例えば、今年の 6 月からの住民税大增税には多くの県民が驚きと怒りの声をあげましたが、定率減税廃止の県税条例改正議案は自民、民主、公明、社民の賛成で可決されました。一方、共産党が提出した「定率減税を廃止するな」の意見書は、自民、民主、公明、市民ネットが否決しました。

また、日本経団連の御手洗会長は「法人税の 10%4.4 兆円の減税を、税源は消費税 2%分」と述べ、安倍首相は参議院選挙後に消費税の増税を計画していますが、民主党県連会長の長浜氏も、「福祉目的税化」を政策にかかげました。

さらに、市町村国民健康保険への県補助が毎年のようにカットされ、千葉県の正規保険証取り上げ数は全国一という最悪の事態となっていますが、「保険証取り上げやめよ」「県の補助金を増やせ」という県民の請願に対して、自民・民主・公明は否決しました。

◎財界の意向そのままの行革推進委員会

こうした一連の制度改悪は、千葉県行政改革推進委員会が福祉・教育を標的にし、大号令をかけて推進してきたものですが、そのメンバーは、消費税の導入や 5%への引き上げなどを推進した元政府税調会長の加藤寛氏、アサヒビール会長で経団連副会長や経済戦略会議議長を務めた樋口廣太郎氏などが務めていることから明らかなように、政府と財界の意向をストレートに千葉県政へ持ち込む役割を持っています。

高校再編第三期計画では、生徒が増える地域での 4 校の削減が大問題となり、大きな運動も起こりましたが、行革委では、「高校を減らせ」「先生を減らせ」「都市部では県立高校はいらない」などの暴言も出て、その声を受けて行政が動き、議会が支持するという事態となっています。そして、

「高校をつぶさないで」の請願は自民・民主・公明が否決しました。

◎大型開発と大企業優遇は自民党県政のまま

県の事業分だけで総額 2,000 億円のつくばエクスプレス沿線開発は、人口想定も地価想定も過大なバブル時代の計画が行き詰まっていますが、莫大な県費投入は今後も続いています。

利子を含めた県民の総負担額 760 億円の八ッ場ダムは、治水・利水の両面から必要性に乏しいことが明らかになっているにもかかわらず、県は計画促進をかかげ、毎年の支出を続けています。

かずさアカデミアパークはすでに総計 1,400 億円の県費を投入していますが、予定した企業は進出せず、第 3 セクターの運営は大赤字が続き、破綻をとりつくろふ新たな財政投入も始まっています。それでも県は第 2 期構想にしがみついています。

堂本知事は、自民党県政からの「負の遺産」と嘆いて見せますが、その遺産はそっくり継続され、傷口を広げ、より大きな「負の遺産」として次代に引き継がれようとしています。

税金の集め方も同様です。住民税の定率減税廃止による県民の負担増は 449 億円ですが、今年度の県内企業の法人関係税への減税額が 470 億円と、ほぼ同額となっています。

◎押し付けの市町村合併

県内の市町村数は合併により 80 から 56 に急減しました。県は「住民の意思を尊重」「市町村の自主合併」と言い続けてきましたが、実態は「交付税の減少」などで不安をかきたて、一方で合併後の姿をバラ色に描いて強引に合併を押し付けたものでした。いま第 2 ステージを迎え、政令指定都市づくりを含む、より大掛かりな新たな合併案を県は提示しました。しかもブロックごとに県が列挙した「なぜこの地域で合併が必要か」の理由は、巨大開発や医療大再編など、すべて県が狙う事業ばかりです。

◎県民の要求にもとづく運動の広がり

こうした県政の下で、昨年 8 月に千葉県が実施した「県政への要望」アンケートで、「県政全般について、今後あなたが特に力をいれてほしいと思われること」の上位 3 位までは、①高齢者の福祉を充実する、②医療サービス体制を整備する、③災害から県民を守る、という 3 点になっています。この 3 項目は毎年トップ 3 に入っていますが、切実な県民要求と県政の矛盾を反映しています。

そして、例えば「山武地域の医療をよくする会」のねばり強いたたかいによって、東金病院に医師を確保させることになったように、地域医療の崩壊に対して各地で「医療をよくする会」が結成され、運動が広がっています。

また、茂原市を軸とする 1 市 5 町 1 村の合併の動きに対し、長生村、一宮町、白子町で次々と拒否されたため、構想が完全に崩れる状況が起こっています。これも住民の理解を得る努力をしないまま強引に進めてきたことに対する不満の表れです。

さらに、総括の部分でも紹介した各地域労連も関わった住民要求にもとづく運動や、医療、福祉、教育、環境等々、各団体が切実な要求をかかげて運動を展開しています。千葉労連としても、県民の要求に根ざした運動を積極的に担って、さらなる共同の運動を広げることが求められています。

◎「ニューフィル千葉」のたたかい

昨年の定期大会で心に響く演奏と訴えをおこなった「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」の組合員の仲間は、その後も様々な集会などで演奏を披露しながら、県民に対して支援を呼びかけてきました。他県の楽団と比べても極端に少ない県の補助金削減などの影響もあって、賃金カットも受け入れざるを得ませんでした。同時に「千葉の音楽文化の灯を消したくない」といっそう奮闘し、8 月 14 日には支援コンサートを会場あふれる参加者で大きく成功させました。せめて他県並みの公的支援を引き続き求めるとりくみを強めながら、定期会員の拡大などでもいっそうの支援が求められています。

Ⅲ. 県内労働者の実態

◎増加する非正規労働者

内閣府が7月17日に発表した月例経済報告では、「企業収益は改善し設備投資が増加、雇用情勢はきびしさが残るものの改善に広がりが見られる。また、個人消費は持ち直し、輸出および生産は横ばいとなっている」とし、「景気は、生産の一部に弱さが見られるものの、回復している」と判断をしています。

また、千葉労働局によれば、パートタイムを含む6月の有効求人倍率（季節調整値）は1.01倍となり、前月と比べ0.03ポイント上回っています。そして「県内の雇用情勢は引き続き、緩やかに改善しています」と6月の雇用情勢を報告しています。

しかし、今年5月の毎勤統計によれば、県内の非正規労働者の割合は事業所規模5人以上で、全体で33.3%、女性は54.4%と、昨年と同時期と比べ、それぞれ1.4%、0.8%増加し、引き続き非正規労働者の割合が増える傾向にあることが明らかとなっています。「景気は回復している」という判断は、圧倒的多数の労働者・県民からすれば、あまりにも程遠いというのが実感です。

◎労働災害でも非正規が犠牲に

さらに、労働局が発表した平成18年度の労働災害発生状況（休業4日以上）は、対前年比123件増の5,178件で、「建設業」は減ってはいるものの引き続き1,173件でトップ、「製造業」が979件と続いています。死亡災害は全体で11件増の64件で、これも「建設業」がトップの27件で前年比でも増加しています。

労災全体や死亡事故で見ても、これまでの統計上の業種分類には入らない業種での増加が顕著で、派遣や請負、中小零細などで働く未権利状態の労働者、また、高年齢者が犠牲になっている傾向がうかがえます。

◎労働相談のトップは「解雇」、メンタルヘルスも増加

一方、千葉労働局が6月26日に発表した平成18年度の労働相談件数は、前年比マイナス1,124件で25,411件となっていますが、このうち「労働基準法違反の問題にはあたらない、いわゆる民事上の労働紛争に係る相談」は4,763件で、相談内容、「普通解雇」968件（20.0%）、「労働条件引き下げ」776件（16.3%）、「いじめ・嫌がらせ」407件（8.5%）、「退職勧奨」362件（7.6%）などが上位を占めています。

こうした中、千葉労連の労働相談センターへの相談は、昨年の8月から今年の7月の1年間で約600件ですが、今年の7ヵ月間だけで440件と、急激に増えてきています。相談者の雇用形態は全体の傾向を反映して、非正規労働者が3分の1を超えています。相談内容は、「解雇」「賃金未払い」「労災・職業病」「退職強要・勧奨」「セクハラ・いじめ」の順に多く、全体としてメンタルヘルス障害と思われる相談者が増加傾向にあります。

以上は県内労働者の実態の一側面ですが、「正規雇用を軸にした雇用と労働条件の改善」「正規と非正規の均等待遇」「労災事故根絶のための抜本的な対策強化」をはじめとした要求にもとづくたたかいを職場と地域でいっそう強化するとともに、「最低賃金の大幅な改善」「派遣労働・有期雇用の原則禁止」などを軸に、「働くルールの確立」を求める運動を強化することが求められています。

第3章 2007年度のたたかいの重点

昨年開催の全労連第22回定期大会では、2年間の運動の基本方向として以下の点を決定しました。

1. 「もうひとつの日本」を求める3つのキーワード
 - ①「戦争しない・参加しない日本」をつらぬく
 - ②働くルールを確立し、格差と貧困を是正する
 - ③安全・安心の地域社会の実現をめざす
2. 労働組合の壮大な共同、組織拡大への挑戦

全労連はこの1年間、改憲策動に反対するたたかいを展開するとともに、格差と貧困の是正を求め、「構造改革」の中止と働くルール確立、青年や非正規労働者に焦点をあてたとりくみも重視してきました。そして8月に開催した評議員会では、運動の到達と情勢の変化をふまえて方針を補強しました。千葉労連は全労連方針と県内情勢をふまえ、①憲法を守り生かし、働くルール確立、格差と貧困の是正を、②職場と地域の要求実現のたたかいの先頭に、③3年先を展望した組織強化と7万千葉労連の早期達成を、という3つの柱で運動を展開します。

I. 憲法を守り生かし、働くルール確立、格差と貧困の是正を

(1) 憲法改悪を阻止し、平和を守るたたかい

1) 憲法9条を守るための署名運動を飛躍させるとりくみ

改憲手続き法が強行採決された下で、「9条改憲反対」のたたかいを再スタートさせる立場から、来年の大会までにすべての組織で「一人5筆以上」、全体では60万筆の到達をめざし、以下のとりくみをすすめます。

- ①全組合員対象の憲法学習…「全労連憲法リーフ」なども活用し、すべての分会や班での学習会開催を呼びかけます。また、勤通大「憲法特別コース」の受講者を広げます。
- ②全県をカバーする地域共同センターの確立…民主団体や県共同センターでの相談をおこない、各地域での確立をすすめます。
- ③中立組合などへの協力要請…秋と春の地域総行動などを通じて中立組合などを訪問し、署名への協力を呼びかけます。
- ④毎月の「9の日宣伝」、2カ月に1回の全県統一行動…地域「九条の会」などとも共同し、毎月の「9の日宣伝」を成功させるとともに、県共同センターと調整して地域での統一行動を具体化し、実施します。
- ⑤「職場九条の会」交流会の開催…すべての職場に「九条の会」を結成するとともに、その活動の経験を交流する「交流会」を2008年の春に開催します。

2) 教育の改悪から子どもたちを守るとりくみ

改悪された「教育基本法」の下で、「愛国心」の押し付けをはじめ、改悪の具体化と教育現場への持ち込みを許さないたたかいは、子ども達の健全な成長にとっても、日本の将来にとっても重要です。憲法を守るたたかいとも結合し、以下のとりくみを重視します。

- ①「学力テスト」の中止を求めるとりくみ…今年から実施されている「全国いっせい学力テスト」の中止・改善を求め、民主団体とも共同したとりくみを具体化する。
- ②「日の丸」「君が代」の押し付け反対…押し付けの強まりに抗議し、自由を守るとりくみを具体化します。
- ③「歴史教科書」問題…沖縄戦での集団自決や従軍慰安婦問題をはじめとした「歴史改ざん」などを許さず、使わせないとりくみをすすめます。

3) 核兵器廃絶、米軍再編反対などのとりくみ

憲法9条を守るたたかいとも結合し、「テロ特措法」延長阻止のたたかい、核兵器の廃絶を求める運動に積極的にとりくみます。また、米軍基地再編に反対し、とりわけ横須賀への原子力空母配備とそのための浚渫工事を断固やめさせる運動を、平和と環境を守る課題としても位置づけ、諸団体との共同を広げます。

- ①核兵器廃絶の署名と運動…「6・9行動」「原水禁世界大会」「平和行進」「ビキニデー」などのとりくみを重視するとともに、署名を推進します。
- ②横須賀の原子力空母母港化反対のとりくみ…安保破棄実行委員会や平和委員会など共同し、と

りわけ東京湾沿岸の住民との共同を広げながら運動をすすめます。

- ③沖縄をはじめとした国内での基地強化に反対するとりくみを支援するとともに、11月23日から開催される日本平和大会に積極的に対応します。また、集団的自衛権に関わる解釈改憲に反対するとりくみ、自衛隊による国民監視活動の中止を求めるとりくみをすすめます。

(2) 労働法制改悪阻止、働くルール確立

1) 労働法制改悪阻止を重点課題に

通常国会で継続審議となった労働契約法や労基法改悪をはじめ、政府や財界が労働法制改悪を断念していないことから、秋の臨時国会、そして来年の通常国会ではあらためて労働法制の改悪が大きな焦点となることが予想されます。こうした下で、労働法制の改悪を許さず、働くルールを確立するために、以下のとりくみを強化します。

- ①「働くルール確立を求める第2次国会請願署名」を、来年3月までに組合員人数分(63,000筆)集約することを目標にとりくみます。また、労働法制改悪反対千葉県連絡会とも共同し、街頭宣伝を含めて積極的な宣伝行動を展開します。
- ②秋および春の地域総行動における重点課題のひとつとして、上記の署名を持って未加盟労組や企業、経営者団体などを訪問する行動を位置づけ、とりくみへの協力を呼びかけます。
- ③「改訂パート労働法の活用と均等待遇実現」めざし、11月をパート月間として学習と宣伝を強化します。

2) すべての争議勝利と、公務員の労働基本権確立を

労働者への権利侵害とたたかうすべての争議勝利めざすとりくみを強めます。とりわけ、全国的な集中した支援が求められる国鉄闘争とNTT11万人リストラ闘争、長期のたたかいとなっている明乳争議とオリエンタルモーターのたたかい、働く職場を閉鎖され、全員解雇とたたかう建交労美光トランスポートと志村運輸分会のたたかいをはじめ、千葉県争議団共闘とも共同してたたかいを支援し、すべての争議解決をめざします。

また、国家公務員に続き地方公務員の制度改革がすすめられようとしている下で、公務員の働く権利を守るとともに、行政サービスの質の低下をさせない立場からも、公務員や公務関連労働者への労働条件破壊攻撃に反対し、労働基本権確立を求めるとりくみも重視して、官民共同のとりくみとして発展させます。

3) 労働行政の民主的強化を求めて

千葉労連の社会的影響力と責任が高まる下で、国や県の労働行政、また労働審判員などの司法制度への積極的な対応がいつそう求められています。この間担ってきた各種委員を引き続き積極的な立場で推薦し、活躍を保障するとともに、長年繰り返されてきている最賃審議委員や労災保険審査参与などの「偏向任命」には断固抗議し、不服審査請求をおこなうことを含めて、労働行政の民主的強化を求めるとりくみを強めます。

労働委員会の労働者委員は、来年が改選期です。4期目の任命に向けた推薦の準備をすすめます。労働審判制も来年の春から2期目になるため、推薦の準備をすすめます。

(3) 大増税反対、社会保障拡充

1) 大増税反対のとりくみ

今年の住民税大増税に対する怒りを結集し、大企業減税への怒りを広げながら、「戻し税」方式による返還を求めるとともに、消費税の引き上げや給与控除改悪には断固反対し、とりくみを強めます。

- ①消費税引き上げに反対する各界連絡会の「1000万署名」に結集し、2月末までの集約をめざして署名と宣伝を強めます。毎月25日をいっせい宣伝として成功させます。

②この課題でも、共同を広げる訪問・対話行動を、秋と春の地域総行動で重視します。

2) 社会保障拡充のたたかい

深刻となる地域医療の崩壊にストップをかけるとともに、社会保障を営利追求の民間業者に丸投げして公的責任を放棄する流れに反対し、公共サービスを拡充する運動を強めます。また、「消えた年金」問題や低年金・無年金者の増大を解消し、将来に向けて安心できる年金制度としての最低保障年金制度の実現をめざす運動を強めます。さらに、生活保護基準の引き下げに反対し、「生存権裁判」を支援します。

具体的には以下のとりくみを中心にすすめます。

- ①医労連などがすすめる「医師・看護師を増やせ」の署名、議会決議運動を引き続き重視します。
- ②山武地域をはじめとする各「地域医療をよくする会」のとりくみを積極的に支援し、必要に応じて統一行動なども呼びかけます。
- ③年金者組合が呼びかけている「最低保障年金制度の実現めざす団体署名」を引き続き重視するとともに、「最低保障年金制度をめざす連絡会」の結成と運動、現在 15 の議会で採択されている国への意見書採択のとりくみなどをすすめます。
- ④来年 4 月からスタートする後期高齢者医療制度や、特定健診・特定保険指導の改善を求め、社保協と共同したとりくみをすすめます。

II. 職場と地域の要求実現のたたかいの先頭に

(1) 賃金底上げ、最賃・均等待遇・公契約運動の前進を

1) 職場の賃金・労働条件改善のたたかい

正規、非正規ともに切実となる賃金・労働条件の改善要求をふまえ、その実現のために、未組織労働者を含めた職場の圧倒的多数の要求アンケートを集め、組織とたたかいへの参加を呼びかけます。また、企業内最賃協定の締結を重視し、すべての職場で「時給 1,000 円以上」の協定を追求します。

高齢者の雇用延長制度の拡充を引き続き重視してとりくみます。

そうした職場や分会のたたかいを相互に激励し、横並びで底上げをめざす統一闘争を重視し、全国統一行動における県内の統一行動を具体化して実施します。

2) 最賃闘争の強化

いっそう増大する非正規労働者の賃金底上げにとって、最低賃金の大幅改善を求めるとりくみは決定的に重要です。先の国会で継続審議となっている最低賃金法の改正を早期に実現するとともに、全国一律最賃制を求めるとりくみを、全労連に結集して強めます。

同時に、地方最賃の改善を含めた以下の県内でのとりくみを強化します。

- ①議会決議を重視し、可能な限り「陳情」でなく「請願」を追求して、議員に対する要請と懇談を積極的にすすめます。
- ②最賃審議会委員の任命や審議会での意見陳述の実現を求めるとりくみを重視するとともに、委員への要請と懇談、委員会の傍聴も重視します。
- ③下請単価の引き上げや中小企業支援策の拡充などがかかげ、経営者団体、業界団体などとの対話を広げます。
- ④街頭宣伝、ハンスト、最賃体験などで社会的アピールを大規模にすすめます。
- ⑤中央および地方最賃審議会宛ての要請署名のとりくみを強めます。

3) 均等待遇実現を重視

「改訂パート労働法の活用と均等待遇実現」をめざし、11 月を「パート月間」として学習を重視

したとりくみを具体化するとともに、パ臨連の交流集会を成功させます。また、職場における正規と非正規の均等待遇実現のとりくみを重視し、パートの昇給制度、ボーナスの支給、福利厚生制度の拡充をはじめ、加盟単組の各職場で要求し、実現をめざします。

自治体キャラバンを通じて、自治体における非正規労働者の処遇改善を求め、そのためにも、全県の採用時給調査を大規模に実施します。

とりくみを推進するために、職場内の委託や派遣労働者を含めた「職場の均等待遇調査」を今年こそ成功させます。

4) 公契約運動の強化

公契約運動を引き続き重視します。

重層下請構造の下で低単価に抑えられている建設関係労働者は、最低限の法律や通達すら守られない状態に置かれています。また、市場化テストや指定管理者制度の広がりの中で、自治体から委託を受けていた業務が随意契約から一般競争入札に切り替えられ、低価格による入札競争で、賃金・労働条件や雇用問題を含めた不安が広がっています。

こうしたことは、労働者の雇用や労働条件の問題であると同時に、住民や利用者にとっては公共工事やサービスの質に関わる問題でもあり、さらに中小零細の経営者にとっては事業の存続にも関わる問題であり、立場の違いを超えて共同した改善のとりくみを発展させる展望も広がっています。その立場から以下の運動を重視します。

- ①公契約における労働者と経営者の実態をつかみ、本格的な公契約運動の前進をめざします。運動推進のためのプロジェクトを再結成し、請負の経営者や労働者を訪問して対話と調査をすすめるなど、実践的なとりくみを推進します。
- ②今年10月29日～11月2日の4日間（11月1日を除く）で自治体要請キャラバンを実施します。この中で、昨年に引き続き低価格入札の是正を求めるとともに、焦点を鮮明にした懇談をめざします。アンケートは事前回収できるように準備します。
- ③公契約条例の制定をめざす地方議会での意見書採択運動を、千葉土建や建交労、全国一般などとともにおすすめします。
- ④この間運動をすすめてきた、市川市における委託清掃事業や民間保育園のあり方の改善を求めるとりくみを重視し、支援を強めます。

5) 人勧とのたたかい

8月8日に出された今年の人事院勧告は、月例給では6年ぶりの引き上げとなる平均0.35%・1352円、一時金では0.05月の改善となりました。要求に照らせば不十分ですが、07春闘の結果を一定反映したものとなりました。しかし、地域間格差を拡大する「地域手当」の比重が大きくなっていると同時に、一時金についても評価がともなう「勤勉手当」に原資が振り分けられるなど、多くの問題も抱えています。

そうした問題を指摘しつつも、700万人を超える労働者に直接影響を与える人勧の早期完全実施を求めるとともに、今後の地方公務員のたたかいを含めて、全体での支援を強めます。

6) 雇用改善

青年の半数が非正規労働者という不安定で劣悪な条件の下で働かされているという現実は、日本の社会と経済の将来にとっても深刻な問題です。この実態を改善するための運動を積極的に展開します。

具体的には、11月12日の週を中心に、駅頭、大企業門前、ネットカフェ、ハローワーク、アパートなどでの非正規労働者向け宣伝や実態調査をおこない、そうした結果もふまえて県や労働局、経営者団体などへの要請行動を実施します。

7) いのちと健康を守るとりくみ

自殺者が9年連続で3万人を超えるとともに、どの職場でもメンタルヘルス不全の労働者が増大していると言われる下で、抜本的な対策を具体化することが急務となっています。いの健センターとも相談し、学習会を開催するとともに、職場における予防策の具体化をすすめます。また、来年から実施の特定検診の改善を求めるとりくみ、労災防止指導員の任命を勝ち取るとりくみなどにも力を入れます。

アスベスト被害から県民の命を守るとりくみでは、国と企業の責任を果たさせるためのとりくみを、アスベストセンターに結集して推進します。

(2) 地域を守るたたかいに全組織が集中した力を

1) 地域の要求実現運動の先頭に

この間の地域における様々な住民要求にもとづく運動をさらに発展させ、地域の中でよりいっそう地域労連が見え、信頼を広げるとりくみを重視します。そのためにも地域労連任せにせず、地域総行動などでは千葉労連の単産組織を含めて全組織が力を集中して大きく成功させます。

具体的には以下のとりくみを重視します。

- ①地域の「草の根要求」運動をはじめとする地域の運動を交流する「地域運動交流会」を来年5月に開催します。
- ②山武地域を中心に、千葉労連として「地域医療をよくする会」へ積極的に参加するとともに、各地域の「よくする会」とも連携した共同行動、統一行動などを追求します。
- ③自治体要請や議会請願などを前後して、各自治体の議員との懇談を積極的に位置づけて実施するように呼びかけます。もちろん、県段階では県議との懇談を位置づけます。
- ④全労連が呼びかける「安定した公共サービスの実施態勢の確立を求める署名(仮称)」を、来年3月までに組合員数分を目標にとりくみます。
- ⑤全労連が呼びかける、公共サービスの拡充を求める「市民対話集会(仮称)」を積極的に成功させます。

2) 共同を広げる「地域総行動」を重視

地域労連のとりくみの節目としての「地域総行動」を、毎年秋と春に実施していますが、引き続き重視し、前項でも触れたように全組織の力を集中して成功させます。そのために、単産出身の常幹も担当地域を明確にし、成功のために力を尽くすようにします。

とりくみの重点は、①宣伝、②訪問・対話(中立・連合労組、業界団体など)、③自治体要請、④集会・学習会などとし、秋は①②、春は①②③④を重点に、各地域の到達点に応じて具体化しますが、とりわけ訪問・対話行動は系統的に実施することが重要ですので、毎回重視します。

要求課題については時々の情勢をふまえて千葉労連として提起します。

3) 安全・安心のまちづくり

安全・安心なまちづくりをめざし、千葉土建や社保協などの関連組織とも共同し、学校などの耐震診断と補強、個人住宅の耐震補強への補助制度実現をはじめ、とりわけ耐震対策を重視して自治体への要請や運動を強めます。

(3) 知事選勝利を展望し、県民要求実現の共同を広げる

1) 県段階での共同を広げる行動

2009年の春は4年に1回の県知事選挙です。堂本知事2期目の千葉県政は、相変わらずの大規模開発、大企業優遇で、自民党県政以上に県民生活を犠牲にする、医療・福祉切り捨ての県政です。さらに、市町村合併の押し付けや、道州制の導入に向けた準備もすすめるなど、政府の言うままに地方

自治を切り捨てる姿勢は断固変えなければなりません。

こうした県政の転換めざし、1年半後に控えた県知事選に向けて、この秋から「明るい会」が再開されますが、千葉労連としても勝利をめざすとりくみを再スタートさせることが求められています。国民大運動千葉県実行委員会での議論や運動の具体化をすすめながら、諸団体への訪問・対話、県政学習や議員との懇談、要求にもとづく宣伝や署名など、構成員はもちろん、県民にも県政に対する関心を高めてもらうとりくみをすすめます。

また、女性部を軸に、男女共同参画社会づくりネットワークのとりくみ（当面、12月15日～16日に県民共生センターフェスティバルが開催される）などを通じた共同を広げます。

春闘勝利と1年後の知事選勝利をめざす「県民要求実現大集会（仮称）」を3月23日に開催する方向で各団体とも調整します。

2) 革新懇運動の重視

政治の転換をめざす共同を広げていく上で、革新懇運動を重視します。職場と地域で革新懇を結成、または結集し、組合の枠を超えた幅広い「政治革新を願う」人々との共同を追求します。

関連して、11月10日に品川正治氏を招いて開催が予定されている県革新懇の講演会を重視します。

Ⅲ. 3年先を展望した組織強化と7万千葉労連の早期達成を

(1) 月間を軸に、年間1万人の拡大を

過去最高水準を回復した到達点に確信を持ち、さらに勢いを加速させ、7万千葉労連を早期に達成するために、1年間で1万人の組合員拡大をすすめ、実増で5千人以上、到達で6万8千人をめざします。そのために、10月～11月を秋の月間として3,500人、3月～5月を春の月間として5,000人の目標をかかげ、推進本部を立ち上げて激励・交流しながら集中してとりくみます。

(2) 地域組織の強化

地域組織の強化は、地域と職場の要求実現運動にとっても極めて重要です。総括でも触れたように、この1年間でも貴重な運動を各地域労連は展開してきましたが、残念ながら、長期にわたって大会や会議が開催できない地域労連もあります。また、地域労連未結成の地域も残されています。しかし、それらの地域でも、中心となる単組の役員が奮闘し、千葉労連が呼びかけるとりくみや、地域の共同の運動に積極的に関わり、地域において重要な役割を發揮しています。

こうした奮闘を激励しつつ、地域の運動をより発展させるために、千葉労連と加盟単産の援助を強め、地域労連未加盟組合への呼びかけを含めて、組織の再確立と、未結成地域での結成をめざします。

具体的には、山武地域労連の結成、海匝、長生・茂原、安房の各地域労連の再確立に向けた手立てを尽くします。また、その他の地域労連についても、組織の強化に向けた相談と援助をすすめます。

(3) 青年・未組織対策

圧倒的多数の未組織労働者を幅広く組織していく上で、非正規労働者が半数を占める青年労働者に焦点をあてたとりくみの強化は緊急の課題となっています。それは、青年の雇用と労働条件の改善をめざす運動にとってもカギを握る課題です。そのために、以下の点を重視します。

- ①この間、「青年ユニオン」立ち上げの必要性について議論し、基本的な合意を得てきましたが、その実現に向けた専任担当者の配置と組織形態のあり方を含めた具体化を早期におこないます。
- ②民青同盟や新婦人などとの連携を強めます。
- ③街頭、工業団地、高校・大学門前、アパート全戸配布など、大量宣伝を積極的に展開します。
- ④各地域労連での労働相談活動を発展させるために、労働相談員養成講座を2月に開催します。
- ⑤地域総行動を軸に、系統的な労組訪問行動を重視します。

(4) 階層別組織の発展、女性の参加促進

1) 青年部・女性部

次代を担う青年の活動参加と成長を展望し、運動をいっそう活性化させるために、青年部に結集する組織を広げるための必要な援助を強めます。とりわけ、役員体制確立のための援助や、「ちばれば。」の参加組織を広げていくことなどは、いわゆる「親組合」としての重要な役割です。

また、女性部のとりくみもいっそう強化するために、必要な援助をすすめます。

2) パ臨連

非正規労働者の組織化が、各組織で本格的に追求され始めていますが、そうした中でパ臨連の組織と運動の発展も必要です。地域での運動や組織そのもののあり方、千葉労連としての関わり方についての議論を深めながら、必要な援助を強めます。

3) 女性の参加促進

評議員会、定期大会などの機関会議や春闘討論集会への女性の参加を促進するために、各単産・地域での積極的な努力を呼びかけるとともに、女性部とも相談してそのための対策を検討します。

(5) 教育学習、体制拡充

数年の間に団塊の世代が現役を退く中で、3年後、5年後を展望した次世代の幹部や活動家の育成は緊急の課題となっています。以下のとりくみを中心に、千葉労連の組織をあげた教育・学習活動、体制拡充をすすめます。

- ①地域労連の事務局長や新結成の組合役員などを対象にした労働組合講座を12月に開催します。
- ②未組織の労働者も参加できる「ワーカーズ・セミナー」を学習協と共同で開催し、宣伝を含めて幅広い参加をめざします。
- ③改定される勤通大「新・労組コース」（08年2月開講）の受講者を広げます。
- ④春闘方針や年度方針などの具体化や意志統一のために、単産書記長会議や地域労連事務局長会議を必要に応じて開催するなど、機関運営の改善をはかります。
- ⑤例えば「気軽に使おう！パソコン講座」など、幅広い年代を対象にした、「役立つ講座」を具体化し、実施をめざします。

(6) 共済・労働者福祉

1) 共済活動の強化

共済は、労働組合の原点とも言うべき「たすけあい」の制度です。その制度を拡充するとともに加入を促進することは、組織の拡大・強化にもつながる重要な課題です。いま、保険業法が改悪された下で自主共済が規制を受けようとしています。この動きは労働組合の共済などにも向けられてくる可能性があります。それは、この間の郵政民営化に象徴されるように、アメリカや財界の圧力によって保険の市場を拡大するためであると同時に、労働組合にとっては団結権に対する攻撃であり、組織破壊を狙ったものでもあります。

こうした攻撃を断固許さないために、今年結成された「自主共済を守る懇話会」に結集し、適用除外を求めた議員立法をめざす参議院議員への要請や、地方議会での意見書採択を求めるとりくみなどを共同してすすめます。

同時に、共済活動をいっそう発展させることも重要です。「共済キャンペーン」を設定し、「保障見直し」などを含めて集中的に加入者を増やすとりくみを強めます。

2) 労働者福祉の拡充

共済とともに、64,000 人千葉労連のスケールメリットを発揮した福利厚生充実が課題となっています。大企業や公務の共済会、また千葉土建などでも事業化しているような「(仮称) 労連カード」の具体化を急ぎ、提示することで様々なサービスや特典を受けられる施設や店との契約を広げ、今年度中の実現をめざします。

(7) 新中期計画づくり

千葉労連の第4次組織拡大強化計画は、2004年1月の第39回評議員会で確認し、すでに3年が経過しました。そして、3年間の奮闘で、「3年連続増勢、過去最高水準の回復」という、貴重な前進を築いてきました。この到達点の上に立って、7万千葉労連はもちろん、10万千葉労連を展望した計画づくりと実践が、いよいよ求められています。

この3年間の中では、組織拡大推進基金カンパの還元を活用して「組織合宿」を2回開催し、単産と地域の組織拡大強化についての交流と議論をおこなってきましたが、団塊の世代の現役引退と世代交代、そして青年を中心にした非正規労働者の本格的な拡大に向かうという、大きな転換の時期を迎え、10万千葉労連をめざす組織拡大戦略についての集中的な論議の場をつくり、財政強化を含めた「新中期計画」づくりを開始します。

この「新中期計画」では、第4次中計では深め切れなかった「地域労連の体制強化と財政基盤拡充」もあらためて重点課題として位置づけ、具体化をすすめます。

「新中期計画」(案)は来年の第20回大会に提案し、結成20年を迎える第21回大会で決定できるように議論をすすめます。

以上

2007 年秋季年末闘争方針

2007 年秋季年末闘争は、参議院選挙で退廃を喫し、政権が不安定となる安倍内閣の下で、安倍内閣の退陣を迫りつつ、解散総選挙も展望したたたかいとなります。民主党に対しても、「最低賃金の大幅引き上げを」「労働法制の改悪反対」「最低保障年金の創設を」「地域医療を守れ」など、積極的に労働者・国民の要求を持ち込み、公約実現を迫るとりくみも重要です。

同時に、憲法改悪を許さないたたかいを再スタートさせる時期でもあります。学習と意志統一を強め、住民過半数署名を展望して大きく共同を広げます。

そうしたたたかいと結び、7 万千葉労連の早期実現をめざす組織の拡大強化にも力を注ぎましょう。

1. 憲法改悪阻止、平和を守るたたかい

1) 憲法を守るたたかいの強化

秋の臨時国会では、改憲原案を審議する憲法審査会の設置がどうなるかが焦点となっていますが、いずれにしても参議院選挙結果もふまえて新たな段階に入っている憲法闘争の再スタートをさせるために、その課題に絞った「単産・地域代表者会議」を 10 月 16 日(火)に開催します。

全労連が作成するテキストも活用して、憲法学習運動をあらためて重視します。年内にすべての職場・地域レベルで学習会を開催します。学習会の開催をキッカケに、年内に 3 分の 1 の職場(分会)で「九条の会」の結成をめざします。また、11 月 10 日(土)に開催される革新懇の講演会(講師:品川正治氏)を重視します。

署名の統一行動を 10 月 6 日(土)、12 月 15 日(土)に実施します。

すべての地域での共同センター結成をめざし、年内に新たに 3 地域での結成を、地域労連と相談しながらすすめます。

10 月 28 日(日)に亀戸中央公園で開催される「10・28 国民大集会」を、憲法闘争を飛躍させる節目の集会と位置づけ、千葉労連として 1,000 人の目標で参加を呼びかけて、大きく成功させます。

2) 平和を守るたたかい

当面する秋の臨時国会での「テロ特措法」延長を阻止するたたかいを重視します。

また、横須賀基地への原子力空母配備のための浚渫工事が開始されています。汚染された土砂の海洋投棄が漁業にも影響を与えることから、県内の漁業関係者を含めた反対・監視のとりくみが今後も予定されています。原子力空母配備そのものに反対するとりくみと合わせ、たたかいを支援します。

11 月 23 日から沖縄で開催される日本平和大会に積極的に代表を送ります。

2. 働くルール確立、格差と貧困を是正するたたかい

1) 最賃引き上げ、年末一時金闘争など

最低賃金法の抜本改正と大幅な引き上げをめざし、地方議会意見書採択を求める陳情・請願運動にとりくみます。自治体キャラバンや地域総行動の際に実施します。

経営者を含めた最賃引き上げの合意形成をすすめるために、経営者団体(とりわけ中小企業団体)や業界団体との対話行動を実施します。

最低賃金生活体験、時給 1,000 円生活体験などを、参加者を広げてとりくみます。実施時期は青年部などとも相談して提起します。

最賃闘争とも結合し、年末一時金や高年齢者の雇用延長制度の改善をはじめとした諸要求前進をめざし、職場でのたたかいを激励・交流するとりくみをすすめます。11 月 16 日の全国統一行動は、単産のとりくみや全労連争議総行動を重視しつつ、県段階での統一行動を検討します。

2) 自治体キャラバン

今年の自治体キャラバンは10月29日～11月2日（11月1日を除く）の4日間で実施します。コース、事前アンケート項目、当日の要請項目などの案は別紙のとおりですが、9月17日までに意見を集約して確定します。自治体との関係からも9月中旬には通知をおこない、すべての自治体での対応を求めます。10月12日（金）には意志統一学習会を開催します。

また、昨年に引き続き、県内の採用時給調査を実施するために、全県からのデータ提供を要請します。

3) 地域総行動

秋の地域総行動を、11月20日（火）を基準日にとりくみます。

要求課題としては、①憲法9条守れ、②最低賃金の大幅改善と働くルール確立、③増税反対、最低保障年金の創設と社会保障拡充などとし、具体的な行動としては、①街頭宣伝、②労組、団体訪問、③議会請願（陳情）などとし、各地域で積極的な具体化と常幹としての支援を呼びかけます。

4) 青年労働者の実態調査

全労連の提起をふまえ、11月12日の週に青年非正規労働者向けの宣伝、ネットカフェ実態調査などを実施し、今後の「安心できる雇用と賃金を」求める運動に生かします。行動要綱などは9月中に具体化して提案します。

5) 最低保障年金確立、増税反対

最低保障年金制度の確立、ならびに増税反対と社会保障充実を求める自治体要請、議会請願運動、宣伝・署名行動にとりくみます。

最低保障年金制度確立を求める団体署名は、年内にすべての支部や分会からの集約をめざし、「増税反対・社会保障署名（仮称）」は2月末までに10万筆の集約をめざします。自治体要請や議会請願などのとりくみは、年金者組合などと相談してすすめます。

6) 働くルール確立、いのちと健康守るとりくみ

労働法制改悪に反対する宣伝や学習を重視するとともに、この間の改悪を元に戻させるとりくみを全労連とともにすすめます。そのために、「働くルール確立第2次署名」をあらためて組合員人数分集約することをめざしてとりくみを強化します。また、「改訂パート労働法の活用と均等待遇実現」をめざし、11月を「パート月間」として学習を重視したとりくみを具体化するとともに、11月18日（日）に開催されるパ臨連総会にすべての単産からの参加を呼びかけ、成功させます。

いのちと健康守るとりくみを発展させるために、10月20（土）～21日（日）に愛知県で開催される「健康で安全に働く交流集会」、2月9（土）～10日（日）にいのちと健康千葉県センターが事務局を担い、つくば市で開催される「関東甲信越交流集会」に積極的に参加します。

7) 公共サービスの充実と公務員労働者の労働基本権確立

公共サービス切り捨てにつながる公務員賃金への成果主義の拡大に反対し、県人事委員会の勧告に向けて、官民共同での要請行動を9月に実施するとともに、共同宣伝行動も具体化して実施します。

また、「国民のための公務・公共サービス充実署名」「公共サービスの拡充を求める市民対話集会」などを、全労連、公務労組連などの提起を受けて積極的に推進します。「公務・公共サービス拡充署名」は3月までのとりくみとし、自治体要請キャラバンの際も持ち込み、自治体当局者の理解と協力を広げます。

8) すべての争議勝利を

12月下旬に予定される全動労裁判の判決に向けて、全労連や建交労の提起をふまえたとりくみをすすめます。また、11月16日(金)の全労連争議総行動や、11月29日(木)の千葉県争議総行動を成功させます。

3. 組織拡大・強化

1) 秋の月間

秋の拡大月間を10～11月に設定し、3,500人の拡大をめざして「推進本部」を立ち上げ、激励と交流を重視して成功させます。出陣式を10月3日(水)に開催します。

2) 教育活動

地域労連幹部講座を12月22日(土)に開催します。

新しく改定される勤通大労組コース(2月開講)の受講者を青年中心に組織します。

3) 階層別組織のとりくみ、総会

9月8日のちばれば。フットサル大会、10月21日の青年部総会を成功させます。

11月11日の女性部大会を成功させます。

11月18日に開催する「パ臨連」の総会にすべての単産からの参加を追求します。

4) 共済、福利厚生活動

共済キャンペーンを1～2月に設定してとりくみます。

労連カード実現に向けたプロジェクトを10月までに発足させ、調査・検討を開始します。

4. 春闘準備

08春闘に向けた準備として「要求アンケート」を重視し、11月中旬までに過去最高の集約をめざします。未組織労働者の声も重視します。

均等待遇実現をめざすとりくみとして、「職場の均等待遇調査」を今年こそ成功させます。

春闘方針案の調整を中心に、11月7日(水)に単産書記長会議を開催します。

11月17日(土)を単産・地域代表者と常任幹事の合同会議とし、春闘共闘委員会の結成も兼ねることとします。また、春闘討論集会を12月8～9日に開催して学習と方針案の議論を深め、来年1月5日(土)に開催する第47回評議員会で方針を決定します。

以上